

公益財団法人鳥取県スポーツ協会公認トレーナー養成講習会要項

- 1 目 的 トレーナーとして必要な知識・技術を有し、スポーツ活動現場において、競技者の障害予防、応急処置、コンディショニング等のフィジカル面及びメンタル面の双方からサポートする人材の養成を目的とする。
- 2 主 催 公益財団法人鳥取県スポーツ協会
- 3 対 象 公益財団法人鳥取県スポーツ協会加盟の競技団体から推薦された者
- 4 実施方法 (1) 申込は専用用紙にて受付
 ※原則として鳥取県スポーツ協会加盟競技団体が推薦書を提出した者
 (2) 講習会を年間3回(1回6時間)実施する。
 ※会場及び日程については、講習会毎に競技団体事務局へ通知

5 カリキュラム

科 目	内 容	時 間
ス ポ ー ツ 外 傷 ・ 障 害 の 基 礎 知 識	・スポーツ障害・外傷論（講義）	2.0 h
	・テーピング理論（講義） ・テーピング実習（実技）	1.5 h
	・スポーツマッサージ理論（講義） ・スポーツマッサージ実習（実技）	1.5 h
ス ポ ー ツ ト レ ー ナ ー	・スポーツトレーナー概論（講義）	1.0 h
ドーピングの基礎知識	・ドーピングの基礎知識（講義）	1.0 h
コンディショニング	・コンディショニングの方法（講義） ・コンディショニングの実際（実技）	1.0 h 2.0 h
ス ポ ー ツ 科 学	・運動生理学（講義）	1.5 h
	・スポーツ栄養学（講義）	1.5 h
指 導 法	・スポーツ指導論（講義）	1.5 h
応 急 処 置	・応急処置の基礎知識（講義・実技）	2.0 h
アスレティックリハビリテーション	・アスレティックリハビリテーション学（講義）	1.5 h
総 時 間 数		18 h

- 6 受講方法 (1) 受講者は、講習1日を1回として、3回の講習を同一年度に受講することを原則とする。
(2) 同一年度に3回の受講ができなかった場合は、翌年度に限り、残りの講習を受講することができるものとする。
(3) 受講有効期限は、受講開始年度を含めて2年間とし、最終年度の3月31日までとする。
※平成30年度以前の取得者の有効期限については、令和5年（2023年）3月31日とする。
- 7 トレーナーの認定 修了者に対し、(公財)鳥取県スポーツ協会より本会公認トレーナー「認定証」を交付する。
※有効期限は発行日より3年とする。(新規取得者については取得年の翌年度より3年とする。)
- 8 その他 原則として本資格を有している者は、国民体育大会「中国ブロック大会」及び国民体育大会「本大会・冬季大会」へ帯同トレーナーとして派遣することができる。
- 9 更新について ①平成30年度より鳥取県スポーツ協会公認トレーナーは更新制とする。
②有効期限内にトレーナー活動を通して10ポイント以上を取得すること。トレーナー活動と取得ポイントは下記のとおり。
③有効期限内に10ポイント取得できなかった場合は、鳥取県スポーツ協会公認トレーナーの資格は失効とする。再度資格を取得する場合は、3回の講習を受講することとする。(受講方法を参照)
④平成30年度以前に本資格を取得した者は、平成31年度（令和元年度）から3年以内に10ポイント以上取得することで更新できるものとする。

トレーナー活動		取得ポイント
1	鳥取県スポーツ協会公認トレーナー養成講習会への参加（必須）	4
2	日本スポーツ協会主催の研修会への参加	4
3	鳥取県公認スポーツ指導者研修会への参加	2
4	中国ブロックレベル以上の大会への帯同協力	2
5	鳥取県下でのスポーツイベントの救護スタッフ	2
6	鳥取県内の大会や強化事業等への協力	1
7	チームの合宿等への帯同協力	1
8	鳥取県下でのスポーツイベントのボランティアスタッフ	1

※1については、年4回開催のうち、1回の受講で4ポイント取得とする。

また、「応急処置の基礎知識」の講習を含む回の講習会については更新のための必須条件とする。

※2は研修会等へ参加したことの分かる資料を提出することでポイントとする。

※3については、年4回開催のうち、1回の受講で2ポイント取得とする。

※4～8については、活動証明書（別紙）を鳥取県スポーツ協会に提出することでポイントとする。